

# 東京都北区就学援助実施要綱

(昭和60年4月1日教育長決裁)

(平成4年4月1日一部改正)

(平成9年4月1日一部改正)

(平成11年4月1日一部改正)

(平成14年4月1日一部改正)

(平成19年4月1日一部改正)

(平成21年4月1日一部改正)

(平成22年4月1日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(目 的)

## 第1条

この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に掲げる就学援助の趣旨に沿って、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）に従い、就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な就学援助費（以下「援助費」という。）を支給し、もって義務教育の円滑な運営に資することを目的とする。

(支給対象者)

## 第2条

支給対象者は、「北区内に住所を有し公立の小・中学校に在籍する児童生徒」の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による教育扶助を受けている者（以下「要保護」という。）

二 別表1に掲げる認定基準に該当する者（以下「準要保護」という。）

(認定申請)

## 第3条

援助費の受給を希望する支給対象者は、北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に「就学援助費希望調書（申請書）」（以下「申請書」という。）を提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

(認定)

## 第4条

教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、生活保護、児童扶養手当、税務、国民健康保険及び福祉の各情報又は添付書類に基づき、認定の可否を決定する。

(認定期間)

## 第5条

認定期間は原則として、教育委員会が申請書を受理した日から、受給資格喪失日又は当該年度の最終日とする。

2 教育委員会は、当該年度途中で受給資格の認定を受けている者（以下「受給該当者」という。）の認定要件に変更を生じた場合は、それ以降の認否について再審査するものとする。

（事情変更等の届出）

#### 第6条

受給該当者は、次の各号の一に該当する場合は、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

- 一 指定した金融機関の内容に変更があったとき。
- 二 援助費の受給を辞退するとき。
- 三 認定要件に係る事項に変更があったとき。

（支 給）

#### 第7条

教育委員会は、原則として受給該当者の指定する金融機関の口座に、口座振替により援助費を支給するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、校長口座へ口座振替することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、医療費については、診療報酬請求書に基づき、当該医療機関の指定した金融機関口座に口座振替をもって支給する。

（認定の取消し）

#### 第8条

教育委員会は、受給該当者が次の各号の一に該当した場合は、認定を取り消すことができる。

- 一 第2条に規定する要件を欠いたとき。
- 二 偽りその他不正の手段により援助費を受けたとき。
- 三 援助費の支給停止を受け、改善等が見受けられないとき。

（支給停止）

#### 第9条

教育委員会は、受給該当者が次の各号の一に該当した場合、援助費支給の全部又は一部を停止することができる。

- 一 援助費を他の用途に使用したとき。
- 二 援助費目に係る納入金を校長の指示どおりに納入しなかったとき。

（返 還）

#### 第10条

教育委員会は、受給該当者が次の各号の一に該当した場合、既に支給されている援助費の全部又は一部を返還させることができる。

- 一 支給した援助費目に係る支給事由に変更があったとき。
- 二 第8条に該当したとき。

（認定区分、援助費目の種類及び援助金額）

## 第11条

認定区分及び援助費目は次のとおりとし、援助金額は別に教育委員会が定める。

区 分	援 助 費 目
要 保 護	・夏季施設参加費 ・修学旅行費 ・特別支援学級宿泊学習費 ・卒業記念アルバム購入費 ・医療費
準 要 保 護	・学校給食費 ・学用品購入費 ・新入学児童生徒学用品等購入費 ・校外活動費（宿泊を伴わない） ・夏季施設参加費 ・クラブ活動費 ・通学費 ・体育実技用具費 ・修学旅行費 ・校外活動費（宿泊を伴う） ・特別支援学級宿泊学習費 ・卒業記念アルバム購入費 ・学校生活管理指導表文書作成費 ・医療費

(補 則)

## 第12条

この要綱に基づくもののほかは、北区就学援助費事務処理要領に定める。

(付 則)

1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

2 別表1の1の規定にかかわらず、当分の間、同規定中「生活保護法第8条に基づき国が示す保護基準額（前年度12月末により適用されているもの）」とあるのは「生活保護法第8条に基づき国が示した第68次改定生活保護基準額表（平成24年4月1日実施）」と読み替えて適用する。

(付 則)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 表 1

第2条第1項第二号に定める認定基準は次のとおりとする。

- 1 原則として住民登録上、生計を共にする世帯全員の前年総所得金額（1月から3月に申請した場合は前々年の総所得金額）が、生活保護法第8条に基づき国が示す保護基準額（前年度12月末日に適用されているもの）により、次のとおり算定した金額未満である者

「生活扶助（第1・第2類）＋期末一時扶助＋教育扶助（基準額＋特別基準＋学習支援費）  
＋母子加算\*＋障害者加算\*」×1.20＋住宅扶助（知事承認額）＋学校給食費

- 2 認定日において児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当を受けている者
- 3 「校長意見書」により教育委員会の認定を受けた者

\* [参 考]

- (1) 母子加算
  - ① 所得税法第2条第30項、第2条第31項
  - ② 所得税法施行令第11条、第11条の2の規定に基づく寡婦（寡夫）控除を受けている者
- (2) 障害者加算
  - ① 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき、身体障害者手帳1～3級が交付されている者
  - ② 療育手帳制度要綱の規定に基づき、療育手帳（愛の手帳）1～3度が交付されている者